

習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第6回習志野市農業委員会総会は令和5年6月6日（火曜日）に習志野市役所5階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分
2. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席0名
(委員氏名)

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 村山 茂男	
3. 議事録署名人 11番 矢野 泰宏 12番 都築 博文
4. 総会に付した議件
議案第1-1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第1-2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2-1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について
議案第2-2号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 報告案件
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について
6. 議案審議結果
上 程 4件 承 認 4件
7. 閉会時間 午前10時30分

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただ今より、令和5年第6回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会総会の開催に当たりましては、これまでどおり、市の指示事項に応じた対策を講じてまいりますので、ご承知おきください。</p> <p>本日の会議の欠席者はありません。よって、農業委員16名全員の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名をさせていただきます。</p> <p>11番、矢野泰宏委員、12番、都築博文委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は4件、報告件数は4件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1-1号及び、議案第1-2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>本件については、同一の譲受人に対する農地の所有権移転でありますので、一括して審議をいたします。</p> <p>それでは、事務局より、議案第1-1号及び議案第1-2号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議長のご指示により議案説明をいたします。</p> <p>総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1-1号及び、議案第1-2号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>これら2件の議案は、同一譲受人に対し、それぞれ所有者が生前に贈与することにより所有権を移転するものでありますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>議案第1-1号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>下記のとおり、農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼三丁目の農地2筆であり、合計面積は4,640平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、生前贈与による所有権の移転でございます。</p> <p>3番、申請者の住所及び、氏名は記載のとおりであります。</p> <p>続きまして、議案第1-2号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第1-2号につきましても、議案第1-1号と同様に農地法第3条の規定による許可申請についてであります。</p>

事務局	<p>なお、提案理由につきましては、議案第1-1号と同一であるため、割愛させていただきます。</p> <p>1番、申請地は、習志野市鷺沼3丁目の農地5筆であり、合計面積は5,222平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、議案第1-1号と同様に、生前贈与による所有権の移転でございます。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりでございます。説明については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします、なお説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>まず、鷺沼地区の農業委員で現地調査にいかれた廣瀬委員さんから、申請者の状況等について報告願いますか。</p>
廣瀬委員	<p>はい。</p> <p>それでは、令和5年5月29日、月曜日に実施した現地調査の結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査は、三代川会長、村山会長職務代理者、村山源司委員、渡邊喜代美委員、私の農業委員5名と事務局員2名で実施しました。</p> <p>申請地は、非常にキレイに管理されておりました。</p> <p>譲受人は、年齢の若い方ですが、現在も祖父や両親の思いを受け、一生懸命耕作されており、今後もより精力的に営農活動を行うものと期待しております。</p> <p>したがって、現地調査の結果、農地法第3条の許可については、何ら問題はないものと考えております。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>現地調査に行かれた委員さん、他に何かありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第1-1号及び議案第1-2号の審議に入ります。</p> <p>質問等のある委員は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第1-1号及び議案第1-2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第1-1号及び議案第1-2号を許可することに決しました。</p> <p>事務局は、本案件について申請者に許可書を速やかに発行する手続きを行ってください。</p> <p>次にまいります。</p> <p>議案第2-1号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」と、議案第2-2号、「農地法第5条の規定による許可について」を議案とします。</p> <p>本件は、平成29年第12回総会において審議され、翌年1月に県より許可となった農地法第5条の転用案件で、同一の転用事業者による申請手続きであることから、一括して審議します。</p> <p>事務局は、議案第2-1号及び議案第2-2号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、議長のご指示によりまして、議案第2-1号及び議案第2-2号について、説明させていただきます。</p> <p>総会資料をご覧ください。</p> <p>なお、当該議案に係る説明につきましては、提案理由のみ申し上げ、詳細等はのち程説明いたします。</p> <p>議案第2-1号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてであります。</p> <p>下記の者より、以下のとおり転用計画の変更について承認を受けるため、申請書の提出がありましたので、承認について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請者は、市内で不動産業を営む不動産会社であります。</p> <p>1つ飛ばしまして、3番、変更計画の内容は、建売分譲住宅10棟から2棟に棟数を変更するものであり変更理由等の詳細は、後程説明いたします。</p> <p>続きまして、議案第2-2号は、農地法第5条の規定による許可申請であります。</p> <p>下記のとおり、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼三丁目の土地8筆であり、合計面積は1,125.92平方メートルであります。</p>

事務局	<p>なお、当該土地8筆は、農地から宅地に地目が変更となっております。登記地目が宅地である土地に対し、農地転用許可申請がされた経緯やその他事項については、詳細説明で申し上げます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました、続けて議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より詳細説明 ……</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、現地調査に行かれた村山職務代理に報告をお願いします。</p>
村山職務代理	<p>はい。</p> <p>それでは、令和5年5月29日月曜日に実施した現地調査について報告します。</p> <p>現地調査は、三代川会長、村山源司委員、廣瀬委員、渡邊喜代美委員と私の農業委員5名と事務局員2名で実施いたしました。</p> <p>事務局の説明にもありましたとおり、10棟の住宅が建ち並び、宅地として既に転用されておりました。</p> <p>現地では、転用事業者に加え、仲介業者と申請代理人より説明を受けました。</p> <p>農地転用を安易に考えての行動は、納得し難いところでありますが、お住いになっている方々の生活を考えますと、やむを得ないものと判断いたします。</p> <p>なお、今後の農地法第5条などの転用行為については、より詳細に厳しい目で審議し、完了するまで法令遵守の意識を高め指導していかなければと思いました。</p> <p>以上で、現地調査報告といたします。</p>
議長	<p>村山職務代理、ありがとうございました。</p> <p>その他、ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>事務局に確認いたしますが、先程の説明でありましたが、この案件、我々が目を凝らしても確認できない内容です。</p> <p>本件については、県より市へ確認依頼があったことにより発覚したものでですか。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。</p>

事務局	<p>本件につきましては、予定棟数である10棟が建築され、購入者が既に居住されておりますが、事業者より工事完了報告書が提出されておりました。</p> <p>このことから、事業者に説明を求めたところ、この度の内容が確認され、県との協議の結果、今回の指導による変更手続きに至ったものであります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今の経緯説明も含めて、改めてご質問などありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>本件は、同一事業者による手続きでありますので、一括して採決いたします。</p> <p>議案第2-1号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」と、議案第2-2号、「農地法第5条の規定による許可について」を許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第2-1号及び議案第2-2号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。事務局は、進達に向け準備を進めてください。</p> <p>以上で、本日の審議案件は終了となります。</p>
議長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、事前に確認していただいておりますが、質問の有る方は、挙手願います、よろしいでしょうか。</p> <p>事務局は、補足説明ありますか。</p>
事務局	<p>特段ありません。</p>
議長	<p>質問が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3号ですが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いのついてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお説明中については、暫時休憩いたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ……</p>

議 長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 委員の皆さん、何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、次にまいります。 報告第4号、農地転用許可後の工事進捗状況報告についてですが、事務局は、何か補足説明はありますか。 なお説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局より補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、令和5年第6回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>